

男性が育児参加できるワーク・ライフ・バランス

推進協議会開催要綱

1 趣旨

我が国においては、男女ともに育児・介護など家庭を大切にしながら充実した職業生活を営むことのできる雇用環境の整備が求められている。特に、子育て世代において、仕事と生活のバランスのとれたライフスタイルを重視する男性が増えてきている。

企業内で基幹的役割を担うことの多い男性が育児参加できるようにするためには、育児休業等の休暇制度のみならず、日常的な育児参加を可能とするような柔軟な働き方や短くて効率的な働き方によるワーク・ライフ・バランスの実現が必要である。

このため、行政と経営者団体が連携し、企業経営者、経営者団体、有識者の参集を求め、企業経営の視点から、男性が育児参加できるようなワーク・ライフ・バランスの取れた働き方の必要性とそのメリット、男性が育児参加できるようなワーク・ライフ・バランスの取れた働き方を可能とする取組等について検討、提言することにより、企業経営者の理解を深め、男性が育児参加できるようなワーク・ライフ・バランスの普及を図っていくこととする。

2 検討・提言内容

- (1) 男性が育児参加できるようなワーク・ライフ・バランスの取れた働き方の必要性とそのメリット
- (2) 男性が育児参加できるようなワーク・ライフ・バランスの取れた働き方を可能とする取組
- (3) その他

3 運営

- (1) 男性が育児参加できるワーク・ライフ・バランス推進協議会（以下、「協議会」という。）は雇用均等・児童家庭局長が企業経営者、経営者団体、有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 協議会には、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- (3) 協議会の座長は、参集者の中から互選により選出し、座長代理は、必要に応じて座長が指名する。
- (4) 協議会の庶務は、雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課で行う。